

令和2年特（わ）第858号等 外国為替及び外国貿易法違反等被告事件

被告人 大川原化工機株式会社

被告人 大川原 正 明

被告人 島 田 順 司

証拠調べ請求書

令和3年3月30日

東京地方裁判所刑事第13部 御中

弁 護 人 高 田 剛

弁 護 人 鄭 志

弁 護 人 河 村 尚

弁 護 人 瀬 川 慶

弁 護 人 小 林 貴 樹

頭書事件について、下記の通り、証拠取調べを請求する。

記

1 弁18号証

証拠の標目：温度測定結果報告書

作成者 [REDACTED]

作成年月日：令和3年3月27日

立証趣旨：噴霧乾燥器 RL-5 には、噴霧乾燥運転後の粉体が堆積した状態で、最高温度が摂氏50度に達さない箇所が存在すること

2 弁19号証

証拠の標目：温度測定結果報告書

作成者 [REDACTED]

作成年月日：令和3年3月27日

立証趣旨：噴霧乾燥器 L-8i には、噴霧乾燥運転後の粉体が堆積した状態で、最高温度が摂氏50度に達さない箇所が存在すること

以上